

消費税率引上げに伴う地方消費税交付金増収分の使途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。令和元年度一般会計決算において、下記のとおり社会保障施策経費へ充当した。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 39,235千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 661,031千円

(単位：千円)

事業名		令和元年度 決算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫 支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障財 源化分)	その他
社会福祉	社会福祉 関係経費	353,331	139,765	90,984	5,800	7,133	12,001	97,648
社会保険	社会保険 関係経費	253,441	9,191	36,951	0	1	22,689	184,609
保健衛生	保健衛生 関係経費	54,259	523	6,215	6,000	4	4,544	36,973
合 計		661,031	149,479	134,150	11,800	7,138	39,235	319,229

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分